

規程の一部改訂に伴う今後の運用について

(公財) 日本ハンドボール協会競技・審判本部

Ⅰ 令和 7(2025)年 10 月 1 日より施行される改訂点

朱書き部分が変更

第 6 条【資格の認定】

1. 公認審判員の資格は、満 16 歳以上とする。登録を継続する限り定年は設けない。ただし終身・国際・A 級・B 級の公認審判員について、全日本大会の審判担当は、**満 55 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月 31 日までとする。**

2 変更点の運用に関しては、それぞれの現有級に対応し、以下の通りとする。

Ⅰ) 終身審判員（兼審判インストラクター）資格取得者への運用

- ① 終身審判員として全日本大会へのノミネートが可能となる。ただし、各ブロックにて開催される全日本大会担当審判員候補者研修会を受講し、所定の審査をクリアしなければならない。
- ② インディア B 級を取得した状況で、「終身審判員（兼 B 級審判インストラクター）」の資格を既に取得している者は、満 55 歳誕生日を迎える年度に至るまで、インディア A 級審判審査会の受講が可能となる。審査会を受講し、合格した場合は「終身審判員（兼 A 級審判インストラクター）」の資格を有することとなる。

2) 終身審判員（兼審判インストラクター）の新規申請に関して

- ① 既にインディア A 級・インディア B 級・を取得している者で、終身審判員（兼審判インストラクター）資格を申請する場合、申請が可能となるのは、「満 50 歳の誕生日を迎えた年度の翌年度（つまり満 51 歳を迎える年度）」から可能とする。
- ② 終身審判員（兼審判インストラクター）を申請せずに、インディア A 級、インディア B 級の資格を継続して更新登録することも可能である。満 55 歳の誕生日を迎えた年度の翌年度（つまり満 56 歳を迎える年度）から、終身審判員の新規申請も可能である。
- ③ ひとたび終身審判員（兼審判インストラクター）に登録した者は、そのまま終身審判員の資格を更新することで、審判員としての活動は継続できる。

3) 上級審判員審査の申請に関し

- ① インドア B 級・インドア C 級・インドア D 級、およびビーチハンドボール B 級審判員（兼ビーチハンドボール B 級テクニカルオフィシャル）を取得している者で、上級審判審査の受験を希望する場合、その申請は満 55 歳誕生日を迎える年度に至るまで可能とする。
- ② 上述 1)②に記載しているとおり、現在「終身審判員（兼 B 級審判インストラクター）」を取得している者は、終身審判員の資格のまま、インドアの A 級審判審査会の受講が可能となる。申請については、上述 3) ①と同様である。

4) ブロック大会の担当に関し

全日本大会と同様、ブロック大会審判担当は、満 55 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月 31 日までとする。C 級以上の資格を有している者であれば担当可能となる。

<問い合わせ先>

問い合わせ等につきましては、「所属都道府県審判長を通して」お願いいたします。

（公財）日本ハンドボール協会審判本部長 福島亮一

e-mail futkun1212jo@yahoo.co.jp